

第 33 期昭島市社会教育委員会議

建 議

「昭島市教育振興基本計画（令和 9 年度～
令和 13 年度）策定にあたっての
生涯学習・社会教育の視点からの提言」

令和 8 年 8 月

はじめに

昭島市は、令和4年3月に策定された昭島市教育振興基本計画（令和 4（2022）年度から令和8（2026）年度）（以下「本基本計画」という。）により、本市の実情に応じた教育の振興のための施策に関して総合的かつ計画的な推進を図ってきました。

生涯学習・社会教育については、平成 25（2013）年度に策定した「あきしま学びぶん（第2次昭島市生涯学習推進計画）」を内包することにより、本基本計画が学校教育分野及び生涯学習分野における教育関連施策の総合的な計画と位置づけられ、運用されてきました。

本基本計画では、生涯学習推進の「目標」と「基本方針」、さらに基本施策として「文化芸術活動の促進」、「文化財の保護・調査・活用」、「スポーツ・レクリエーションの振興」、「図書館活動の充実」、「生涯を通じた学習活動の推進」の5つの領域における方向性と取組が体系的に示されてきたところです。

また、本基本計画については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条に規定する教育に関する事務の管理及び執行について、毎年度、その実施状況が点検・評価され、その報告書が議会に提出されるとともに市民に公表されてきました。社会教育委員会議でも、それら点検・評価を確認しつつ、毎月の定例会を通じ、本市における生涯学習・社会教育の推進について議論を重ねてきたところです。

この度、本基本計画の最終年度となる令和8年度を迎え、次期昭島市教育振興基本計画（以下「次期計画」という。）の策定にあたって、生涯学習・社会教育の視点から、以下の通り提言します。

提言

社会教育委員会議では、令和7(2025)年度第7回から第12回まで、また令和8(2026)年度第1回から第4回の会議において、次期計画の策定を見据え、時代の変化や新たな視点に着目しながら、あるべき社会教育・生涯学習の姿とそれを支える行政の役割について議論を重ねてきました。その中で、社会教育委員会議として、次期計画に反映すべきと考える事項を以下のとおり提言いたします。なお、各項目末尾の数字は、本基本計画における記載該当ページ数を表します。

Ⅰ. 生涯学習推進の目標及び基本方針(PI0～)

提言①：生涯学習の推進に関して、これまで以上に地域と学校の連携・協働が求められていくなかで、学校教育・社会教育の枠を超えた生涯学習の理念・重要性について記述に反映すること。

本基本計画は、「学校教育の推進」「生涯学習の推進」を二本柱としています。

「生涯学習」とは、私たち一人ひとりが生涯を通じて学びながら生きていく、その全体を含む概念です。国の教育に関わる最も基本的な法律である教育基本法は、その第三条に「生涯学習の理念」を掲げ、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」とうたっています。

一方、私たち社会教育委員会議が向き合う「社会教育」とはなんでしょう。同じく教育基本法第12条は、「社会教育」について「個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、

国及び地方公共団体によって奨励されなければならない」、「国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法

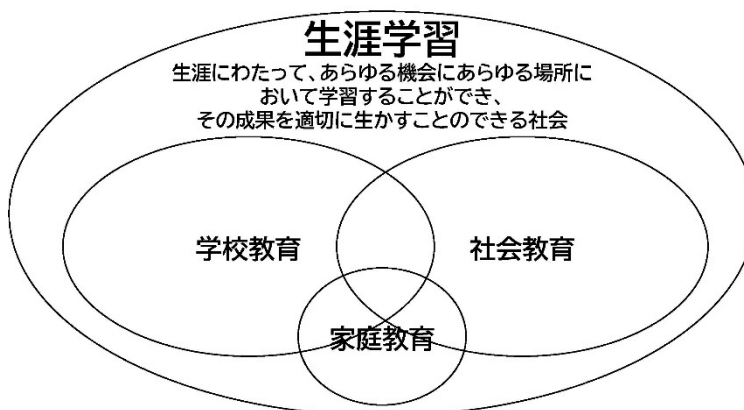


図1 生涯学習の現場としての学校教育・社会教育・家庭教育

によって社会教育の振興に努めなければならない」と定めています。

すなわち、「生涯学習」とは、本来、「学校教育」と「社会教育」の双方（さらに「家庭教育」も）を包含する概念であり、「学校教育」と「社会教育」は生涯学習を実践する現場です（図1）。本市においても、生涯学習の推進にあたっては、学校教育とともに社会教育に関わる市民それぞれの活動を支援すること、さらに学校教育と社会教育が連携しながらそれぞれが発展していくことを目指す必要があります。

学校教育と社会教育の連携は、近年、国全体で推進されています。文部科学省は、平成29（2017）年3月に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入を進め、全ての公立学校に学校運営協議会が設置されることを目指しています。また、同年に改正された「社会教育法」に基づき、幅広い住民等の参画により地域全体で子どもたちの学びや成長を支える「地域学校協働活動」が、全ての小中学校区において実施されることも目指されています。さらに現在、部活動の地域移行・地域連携に関わる議論が進展するなかで、これまで以上に地域と学校の連携・協働が求められ、学校教育と社会教育の連携がますます重要性を増しています。

2. 基本施策Ⅰ 文化芸術活動の促進（P45）

提言②：市民の文化芸術活動や社会教育活動の機会をより促進するため、施設の設計や運用方法に、利用者としての市民のニーズを迅速に反映する仕組みや、現場の状況に即した柔軟な対応を可能とする体制を構築すること。

市内には、市民会館・公民館、アキシマエンス、市立会館、イーストテラスなど、市民が文化芸術活動をはじめとする生涯学習・社会教育活動のために活用できる公共施設が整備されています。しかしながら、市民からは、そうした施設を利用する際、活動に不可欠な物品・備品の使用が制限され、活動やその準備に支障が生じた経験がさまざま報告されています。例えば、ギャラリーを備えた施設で、展示に不可欠な物品や設備が確保されていないことがあり、設置作業に支障が生じたという報告があります。

そこで、市民の文化芸術活動や社会教育活動の機会をより促進するため、施設の運用方法に、利用者としての市民のニーズを迅速に反映する仕組みや、現場の状況に即した柔軟な対応を可能とする体制を構築することが重要だと考えます。

具体的には、利用者が直面した問題やニーズを随時収集し記録すること、すべての施設で利用者懇談会を開催し意見を直接聞く機会を持つこと、登録団体へのアンケートを実施することなど、要望や疑問を常に収集し対応につなげる仕組みを作ることが求められます。現在も、利用者への満足度調査や、「市長への手紙」「市ホームページを通じた質

問・お問い合わせ」などの仕組みはありますが、これらだけでは、現場の不都合の解消に時間がかかったり、実現しなかったりする状況があり、市民の意見をより迅速に反映できる工夫が必要と考えます。

また、施設を指定管理者に任せることが増える中、あらかじめ決められた制約・ルールの中での厳格な運用がなされ、現場のスタッフの判断による柔軟な対応が困難になっている様子もみられます。そうした状況においては、利用者である市民と指定管理者の間に市役所職員が入るなど、コミュニケーションを取りながら柔軟性をもった対応や運用ができるような体制を構築する必要があります。

さらに今後、新しい施設を計画する場合には、設計の段階から、利用するであろう市民・団体、特に市内で既に活動する代表的な団体等から、実態やニーズ、課題に関する意見を十分に聞きとり、安全で使いやすい施設やルール作りに反映することが必要です。

3. 基本施策2 文化財の保護・調査・活用 (P46～)

提言③：個人宅に残る古文書や民具等の文化財について、市として積極的に情報を収集し、その価値を見極め、保存していく仕組みを作り、市民へ発信すること。

個人宅にある古文書や民具等が、しばしばその価値を査定する機会がないまま所有者により処分されている実態があります。市として、そうした可能性を周知しつつ、積極的に個人宅に出向き、その価値を見極め収集・保存していく仕組みを作り、市民へ発信することが重要だと考えます。

4. 基本施策3 スポーツ・レクリエーションの振興 (P48～)

提言④：市民がスポーツ・レクリエーションに親しむことのできる環境が後退している現状を踏まえ、これまで以上に環境整備への取組を重視すること。とくに中学校の部活動における地域移行・地域連携を見据えつつ、公共施設の運用方針を見直していくこと。

現行計画における施策の方向性には「市民が健やかでより豊かな生活を実現するため、「いつでも どこでも いつまでも」スポーツ・レクリエーションを親しむ地域スポーツ社会と市民の多様なニーズに応じた活動・普及促進に努め、その環境整備に取り組みます」と記載されていますが、必ずしも環境整備が十分ではなく、むしろ後退していると思われる現状があります。

例えば、旧拝島公園プールが廃止され、市民プールの開設も中止される中で、現在、市民が利用できる公設プールは総合スポーツセンターのみとなっています。また、モリパーク

テニスガーデン（旧：昭和の森テニスセンター）が段階的に営業を終了している中で、市内のテニスコートが不足する可能性があります。こうした現状を踏まえ、これまで以上に環境整備を進めていく必要が生じています。

また、公共のスポーツ施設では、営利を目的としたスポーツクラブ等による利用が原則禁止されていますが、今後、部活動地域移行・地域連携を控える中で、民間のスポーツクラブ等が活動しやすい環境を整備する必要性も検討しなくてはならないと考えます。例えば、一定条件を付したうえで、営利を目的とするスポーツクラブ等にも利用を認めるなど、時代に合わせた柔軟な取組が必要だと考えます。

5. 基本施策4 図書館活動の充実（P50～）

提言⑤：「誰にでも利用しやすい図書館」として、多言語・多文化資料の利用者層の調査や掘り起こしを行うこと、主な取組や取組内容にデジタル・デバイド¹への対応策を明記すること。また、図書館の特性を活かして、世代間交流を促す企画の実施に取り組むこと。

現行施策の方向性の中でも「誰にでも利用しやすい図書館」を目指すことが強調されているところ、社会状況の変化に対応する施策のさらなる充実が求められます。

例えば、多言語・多文化資料の充実に関して、多種多様な言語や文化的背景を持つ住民が市内に増えていると考えられます。また、電子書籍の充実に関して、デジタル・デバイドにより、利用できる方とそうでない方の格差が生じている懸念があります。

「誰にでも利用しやすい図書館」の施策の方向性は残しつつ、多言語・多文化資料を必要とする利用者層の調査や掘り起こしを行うこと、主な取組や取組内容にデジタル・デバイドへの対応策を明記することが望まれます。

また、図書館には、乳幼児から高齢者まで多様な世代に幅広く利用される施設として、大きな可能性があります。図書館再建の際のコンセプトを再認識し、図書館、ギャラリー、シアター、郷土資料室、交流ひろば、芝生エリアも含め、もっと人が集まる場として活用していく必要があり、世代間交流を促す企画などを積極的に実施することが望まれます。

子どもたちによる利用の促進も、今後の図書館活動の充実に不可欠です。国内交流事業で実施された図書館での宿泊イベントを他の機会にも実施を広げることも望まれます。

¹ デジタル・デバイド・・・パソコンやスマートフォン、インターネットなどの情報通信技術（ICT）を利用できる人と利用できない人との間に生じる「情報格差」のこと

6. 基本施策5 生涯を通じた学習活動の推進(P52～)

提言⑥:学校教育と社会教育が連携し、社会教育が「学校・地域を支え、共にうまく連携し、一緒に活動していく仲間づくり」の場として機能していくことを促進するために、人材バンク制度の充実のほか、地域コーディネーターの配置を計画に含めること。また、学校や地域の学習を指導する人材への講師料を市が負担する制度の拡充を検討すること。

生涯を通じた学習活動の推進において、社会教育と学校教育の連携が不可欠なことは、前述のとおりです。その中で、特に「社会教育」には「学校・地域を支え、共にうまく連携し、一緒に活動していく仲間づくり」につながる可能性が期待されます。この実現には、地域の様々な人・組織をつなぐコーディネート機能が非常に重要であり、その強化が求められます。

例えば、市内の小・中学校において、外部講師を招聘し、地域の歴史や文化、アスリートによる競技生活経験など、児童・生徒の学習に寄与する講話を実施することがありますが、適切な講師を探すことが小・中学校の負担となっている現状があります。また、部活動地域移行・地域連携については、技術面だけではなく、教育的・人権的視点をもって指導できる人材の必要性や、学校に対し、指導者、保護者及び生徒から相談が持ち込まれることが想定され、相談を受ける体制整備など、学校教育と地域人材をつなぐうえでのさまざまな課題が認識されているところです。学校教育全体に資する地域と学校の効果的な連携のためには、多様な経験や能力を持つ地域の人々の学びを支えながら、そうした人々の存在を可視化し、学校とつなぐコーディネート機能が不可欠です。

学校教育と社会教育の枠を越え、昭島市全体の生涯を通じた学習活動を推進するため、人材バンク制度の充実のほか、地域コーディネーターの配置を計画に含めることを提言します。

また、こうした仕組みを構築する中で、講師料のあり方についても検討が必要です。本市の生涯学習援助協力者活用制度では、団体を対象に、地域内の講師（文化・芸術・スポーツ・レクリエーションなどで専門的な知識・技能があり登録のある方）を紹介することができ、無償が原則となっています。講師の負担に依存することなく教育を充実させていくには、有償化も必要であると考えます。学校が講師謝礼として使用できる予算も限定的で、無償または少ない謝礼で引き受けられる講師を探すことが多々あるようです。講師となる方の知識や技術を無償で提供いただくことは、文化・芸術の振興の観点やスポーツの振興（アスリートのセカンドキャリア）といった観点からも望ましくなく、無償であることが講師の質低下の要因にもなりかねません。一定の条件のもとで、市が講師料を負担する制度のさらなる拡充が求められます。

提言⑦：「あきしま会議」の成果も踏まえつつ、地域の担い手としての市民がともに学びあいながら、具体的な地域の課題解決に取り組む機会を促すため、従来の行政の枠組みを越えて、教育・福祉・環境等の様々な地域課題に取り組む市民の学習と活動を横断的に支援する組織・制度を検討していくこと。

平成30(2018)年に開始し、これまで計10回開催を継続してきた「あきしま会議」は、市内の社会教育・市民活動団体と、参画する・関心を持つ市民が、意見交換を行う中で、地域課題を共有する場として回を重ねてきました。一方、あきしま会議の中で挙げられた課題について、解決に対するアクションの実現には至っておらず、次のステップを模索してきました。

今後、教育委員会の組織改編成も想定されるなか、従来の行政の枠組みを越えて、教育・福祉・環境等のさまざまな地域課題に取り組む市民の学習と活動を横断的に支援する組織・制度を検討していくことを提案します。

例えば、令和7(2025)年度社会教育委員自主研修先として訪問した町田市では、「一般財団法人町田市地域活動サポートオフィス」という外郭団体を設置し、様々な市民や活動をつなげ発展させるコーディネート機能を持ちながら、「立ち上げ支援」、「経営支援」、「協働支援」、「変革支援」を4つの柱とする「まちの困りごとに取り組む担い手サポート」を展開しています。

このような横串的組織が実現することがあれば、「あきしま会議」もさらなるステップアップをとげ、地域の担い手としての市民がともに学びあいながら、具体的な地域の問題・課題の解決に取り組んでいく場として発展していくことが考えられます。

提言⑧：「生涯学習サポーターの会まなぶん」が制作した「あきしまカルタ」を、学校での地域学習や地域の社会教育を推進する有効なツールとして、イベント企画や、販売・貸出制度の見直し、販売の継続化等によって活用を促進すること。

本市では、これまで毎年「生涯学習サポーター養成講座(全4回)」を開催し、市民個々の経験やスキルを活かし、地域へ貢献し、地域づくりを担う人材を育成してきました。卒業した「生涯学習サポーター」有志の団体である「生涯学習サポーターの会まなぶん」が長年にわたり市内を巡り、絵札を公募で集めて制作したのが「あきしまカルタ」です。カルタは令和7(2025)年4月より販売を開始し、市内学校にも配布され、好評を博しています。あきしまカルタは、学校での地域学習や地域の社会教育を推進する上で有効なツールだと考えられ、今後さらに市民から認知されるよう、普及と利用促進が求められます。

本市として、「生涯学習サポーターの会まなぶん」とも連携しながら、学校カルタ大会、市民カルタ大会やスポット巡り、高齢者向けカルタ体験会などのイベント企画や、販売・貸

出制度の見直し、販売の継続化等を検討し、地域をつなぎ、社会教育と学校教育をつなぐ「あしまカルタ」の活用を広げていくことを提言します。

7. 各施策における政策指標について(P54～P56)

提言⑨：施策の成果を本質的に示すために、指標やその評価方法について、さらに検討すること。

基本施策ごとに示された指標に対し、定量的な現状値と目標値が記載され、客観的で分かりやすい作りになっています。しかしながら、施策の成果を本質的に示すためには、指標やその評価方法について、さらなる検討が必要だと考えます。

例えば基本施策4「図書館活動の充実」について、平均貸出冊数だけでなく、実際に図書カードを作成している市民の割合等がわかれば、「誰にでも利用しやすい図書館」としての課題がみえてくる可能性があります。また、全体として、アンケートやインタビューなどの定性的な評価方法を取り入れ、数値だけでは表れない効果と課題を把握していくことが重要だと考えます。

おわりに

以上、社会教育委員会議の視点から、次期計画の策定に向け、9つの提言を記しました。

本市において、私たちが豊かに暮らしていくためには、各人の様々な関心事や、直面した地域の課題が、他の人々に共有され、学び合いと活動の輪が生まれていくことが重要です。教育は、そうしたつながりと学び合いを支える地域の基盤であり、学校教育と社会教育の連携により、だれもが生涯学び続ける機会を得ることのできる地域をつくることが、昭島の未来を支えます。

次期計画が、「市民相互と地域のつながりを育てる生涯学習」を基本とする本市の教育と、それに支えられた豊かな暮らしと地域の発展につながることを、私たち社会教育委員も次期計画の推進のなかで役割を果たし、誰もが生涯にわたり、自らの意志で、仲間とつながり自由に学ぶことができる環境が整い、多様な学習活動、スポーツ、文化芸術活動等が、ますます発展していくことを願います。

第 33 期社会教育委員名簿

任期：令和 6 (2024) 年 10 月 1 日～令和 8 (2026) 年 9 月 30 日

議 長 ニノ宮リムさち

副議長 谷 部 憲 一

委 員 石 川 くに子

〃 小 池 正 雄

〃 齋 藤 明

〃 指 田 守 昭

〃 鈴 木 正 樹

〃 平 栄 里

〃 信 國 遙

〃 渡 部 尚

(50 音順)

第 33 期昭島市社会教育委員会議
建議

「昭島市教育振興基本計画（令和 9 年度～令和 13 年度）策定にあたっての
生涯学習・社会教育の視点からの提言」

令和 8 年 8 月 26 日 発行

昭島市社会教育委員会議

問い合わせ：昭島市教育委員会事務局生涯学習部社会教育課

〒196-8511 東京都昭島市田中町 1-17-1

電話 042-544-5111（内線 2253）